

第33回入善町農業委員会議事録

令和5年4月7日午後1時30分から第33回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 16名 欠員 2名

出席委員 16名

1番 五十里 章	2番 中陣 雄一	3番 寺田 晴美	4番 森下 さゆり
5番 森下 吉光	6番 上田 幸嗣	7番 島瀬 康一	8番 細田 孝志
9番 小林 真一郎	10番 米山 義隆	11番 坪野 和夫	13番 永山 美和
14番 吉原 有二	15番 愛場 義豊	16番 田中 吉春	18番 長原 均

欠席委員 なし

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会 事務局長	長 島 努
入善町農業委員会 係 長	清 水 弘 美
入善町農業委員会 主 事	上 原 祐里奈

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第116号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第117号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第5	議案第118号 農用地利用集積計画の決定について
日程第6	議案第119号 農用地利用配分計画案に意見を付す件について
日程第7	議案第120号 入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件について
日程第8	議案第121号 入善町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)の決定について

議長(米山 義隆)

皆さんお疲れ様です。この春は異常なほど暖かくて、桜の花ももう散り始めてほとんどなくなったこともあったりと、異常気象の中ではありますけれども、下新川を見て回るとだいぶ水田も増えましたし、あるハウスではもう10センチ以上苗が伸びているとか、令和5年の稲作がスタートしたなと感じております。

変わらないのは米価とか、皆さんもご存知の通りそういったところをきちんと変えていただくことが大事ですし、これから農業経営やっていく上でも非常に大事なことと思います。新年度になり世の中は値上げのラッシュですが、農業経営をしっかりと支えながら、農地を守って頑張っていきたいというふうに思います。

それでは議案にしたがって進めさせていただきます。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第8の終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長（米山 義隆）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長（米山 義隆）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。3番寺田委員と18番長原委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、日程第3、議案第116号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第116号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は、2件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は、入善町新屋〇〇ほか1筆の計2筆で、台帳地目、現況地目はともに田、合計面積は3,083㎡です。申請地の位置図は、議案書の2ページをご覧ください。

譲渡人は、入善町墓ノ木〇〇の〇〇さん、譲受人は、入善町浦山新〇〇の〇〇さんです。申請地はもともと譲受人が耕作しており、所有権移転するため、今回の申請に至りました。

許可要件の確認ですが、その前に、農地法の改正について少しお話させていただきます。これまでの総会でもお伝えしておりましたが、農地法第3条の許可要件のひとつである、下限面積要件いわゆる5反歩要件は、4月1日から廃止されました。このことについて、本日お配りしている「アグリとやま」の中でちょうど紹介されておりますので、いま議案書と一緒にぜひご覧いただきたいと思います。

アグリとやまの4ページをご覧ください。これまでは、農地を取得するためには一定の面積以上を経営する必要がありました。北海道は2haで都道府県は50a。市町村によっては別段の面積を設定しているところもあります。この別段の面積については、入善町でも令和3年度から設定していました。空き家に付随した農地に限って、別段の面積10㎡を設定し、5,000㎡まで耕作しなくとも、10㎡以上耕作するのであれば、空き家と併せて小さな農地を取得可能であるとしてきました。しかし下限面積の廃止により、この別段の面積の制度も自然と廃止されることとなります。しかし、農業者の減少・高齢化が加速する中、認定農業者等の担い手だけでなく、経営規模の大小にかかわらず意欲を持って農業に新規に参入する者を地域内外から取り込むことが重要であり、これらの者の農地等の利用を促進する観点等から、面積要件が廃止されました。

下限面積要件は廃止されましたが、その他の許可要件には変更ありません。そのほか農地を取得するための要件として、①農地の全てを効率的に利用すること、②必要な農作業に常時従事すること、③周辺の農地利用に支障がないことはこれまで通り継続となりますので、これらの要件を満たしているか引き続き審査が必要です。それでは議案書に戻っていただき、申請番号1番の許可要件について確認します。農機具、通作距離等を総合的に考慮すると、譲受人は全ての農地を効率的に利用できると見込まれること、農作業に必要な日数について、農業従事していると認められること、譲受人はもともと申請地を借入れて利用しており、農地取得後も、周辺の農地利用に支障が生じないと認められること等から要件を満たしております。農業委員による意見書の確認印は、米山会長にいただいております。

続きまして申請番号2番、農地の所在地は、入善町春日〇〇の1筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は3,375㎡です。

譲渡人は、入善町春日〇〇の〇〇さん、譲受人は、入善町春日〇〇の〇〇さんです。

許可要件の確認ですが、農機具、通作距離等を総合的に考慮すると、譲受人は全ての農地を効率的に利用できることと見込まれること、農作業に必要な日数について、農業従事していると認められること、譲受人は、もともと申請地近隣の農地を耕作しており、農地取得後も、周辺の農地利用に支障が生じないと認められること等から要件を満たしております。農業委員による意見書の確認印は、吉原委員にいただいております。

以上2件です。よろしく申し上げます。

議長（米山 義隆）

ありがとうございました。

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたしますということで、申請番号1番については私から説明します。

今、事務局からあった通りですが、まず3月14日に事務所の方に、〇〇さんが来られまして、3条の案件をお願いしたいということで確認させていただきました。〇〇は、業務内容として、有機肥料等の緑地資材の販売、ゴルフ場等のコースの設計施工管理業務を行っておられます。また、公園とか屋外運動施設等の緑地管理業務等を行っております。

地図で見られた通り、新屋の〇〇地内において、ビニールハウス4棟、資材置き場ハウス1棟など所持しておられ、そこで令和3年より花や野菜苗等の緑化作物の生産、また堆肥の生産を開始して行っております。今後もこの内容で生産を継続していくという中で、現在の土地の賃貸借から、地権者からの要望もあり所有を変えたいということで、来られました。現地の方も確認したんですが、既に施設の回りは非常にきちんと整備されておりまして、しっかりと生産もまた環境の方にも配慮した形になっておりましたので、確認印を押しました。

議長（米山 義隆）

申請番号2番について、吉原委員から申し上げます。

吉原委員

譲渡人は、2年程前に離農しており、〇〇さんに田んぼを預けていました。どうしてもこの農地を売買したく、地元の方をあたって、今回の譲受人と話がついたということです。譲受人には後継者もおおり、問題ないと思いましたので、確認印を押しました。以上です。

議長（米山 義隆）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

小林職務代理者

1の案件で、周囲に道があって、抜けた部分、ほ場は1枚のように見えるのですがその残りの部分はどうなっていますか。

議長（米山 義隆）

東側の部分は水田をしております。地元の認定農業者の方がやっております。

小林職務代理者

間に畦畔はありますか？

議長（米山 義隆）

あります。

議長（米山 義隆）

その他に何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。よって、これより本案件の採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第116号、農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、日程第4、議案第117号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案書の3ページをご覧ください。議案第117号「農地法第5条の規定による意見進達について」次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は1件の申請があります。

申請番号1番、申請地は入善町小杉〇〇外7筆の計8筆、台帳地目、現況地目ともに田で、合計面積は16,147㎡です。

貸渡人は、入善町小杉〇〇の〇〇さんで、借受人は、朝日町三枚橋〇〇の〇〇さんです。転用目的は「陸砂利採取」で、契約内容は「賃借権の設定」です。

申請地位置図は4ページをご覧ください。

申請者の〇〇さんは、土木建築請負業を中心に土石採取・販売業など、様々な分野の事業を行っている会社ですが、今回の申請地で、陸砂利資源開発と併せて土壌改良および圃場整備を行う計画としたことから今回の申請となりました。

今後、2か年の計画期間で、16,147㎡の申請地から、72,000㎡の砂利を採取し、86,400㎡の土砂を埋め戻す計画であります。

申請地は、完了後に農地に原状回復することから、一時的な転用であり、農振農用地から除外の必要はなく、耕作者、地区代表者の同意書および入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

農業委員の意見書は吉原委員にいただいております。

以上1件、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（米山 義隆）

ありがとうございました。

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

吉原委員

先程事務局から説明があった通りです。地図で見ると先に三角になっている北側から工事をして、次に南側の順に進めると聞いています。業者の方が来て、話を聞き、現地確認も行いまして、書類もそろっていたので確認印を押しました。以上です。

議長（米山 義隆）

ありがとうございました。では、議案第117号「農地法第5条の規定による意見進達について」の質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

細田委員

前に農業委員会にかかっていた上飯野の陸砂利の件で、今そこは埋め戻しをしているんですが、その埋め戻しの材料が別のところから持ってきているのではと思うほど色が違うんです。こういうのは農業

委員会が何かしたらいいのか、どこに言えばいいのでしょうか。転用の時に確認した農業委員の範疇なのか、県の管轄するところが行ってくれるのか。現場の監視員は誰がやっているのでしょうか。

事務局長

陸砂利の許可を出しているのは県で、最終的には許可した県が監督することになるので、農業委員会ではないと思います。農業委員会は、農業に影響がないか、工事着手前に意見を出す立場です。

議長（米山 義隆）

農業委員会の総会で意見が出たということで、土木事務所の方に言うことになるのでしょうか。

事務局長

可能ですが、それを組織として言うのかどうかと思います。農業委員会からは、確認するという意味で聞いてみるのもいいと思います。

愛場委員

埋め戻し土をどこから持ってくるかというのは、資料に書いてないのですか。

事務局

今回の案件については資料に7か所記載があります。どこから何㎡持ってくるのかが書いてあります。その内容については建設業組合が証明している、という書類を添付して、県の許可を得ています。

議長（米山 義隆）

もちろん同意の上で始まった工事で、それを細田委員が見て、適正な土砂なのか違和感を持ったという問題なので、それを改めてどう確認するかという話で。もし農業委員会で土木さんに確認を取ろうということが委員の皆さんの総意であるならば、委員会から出せばいいですし、個人的にさせていただいてもいいと思います。

お諮りしますが、細田委員が仰った埋め戻しの土砂の件で、入善土木事務所に確認して、回答を得るということについて、皆さんよろしいでしょうか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

ではそのようにいたします。

議長（米山 義隆）

他に何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第117号「農地法第5条の規定による意見進達について」を、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、日程第5、議案第118号、農用地利用集積計画の決定について、及び日程第6、議案第119号、

農用地利用配分計画案に意見を付す件についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第118号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。令和5年4月7日提出、入善町農業委員会会長、米山義隆。今回は、32件の申請となり、農地中間管理事業に関する申請もありますので、議案第119号「農用地利用配分計画案に意見を付す件について」を併せて説明させていただきます。入善町から提出になった農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、その意見を求めます。令和5年4月7日提出、入善町農業委員会会長、米山義隆。

農地中間管理事業において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、権利の設定をするときは、農用地利用配分計画を定め、県知事の認可を受けなければなりません。その農用地利用配分計画を定める場合、機構が必要と認めるときは、町が案を作成し、農業委員会の意見を聴くものとする事となっております。別紙にて報告させていただきます。

まず、新規設定です。
入善地区はありません。
上原地区はありません。
青木地区1件、1筆、759㎡
飯野地区2件、7筆、10,357㎡
小摺戸地区はありません。
新屋地区はありません。
櫛山地区はありません。
横山地区1件、4筆、11,874㎡
舟見地区はありません。
野中地区はありません。
以上、新規設定の合計は、4件、12筆、22,990㎡です。

続いて再設定です。
入善地区9件、31筆、53,244㎡
上原地区はありません。
青木地区1件、1筆、2,160㎡
飯野地区3件、10筆、19,352㎡
小摺戸地区3件、19筆、27,199㎡
新屋地区はありません。
櫛山地区2件、7筆、3,589㎡
横山地区10件、13筆、22,912㎡
舟見地区はありません。
野中地区はありません。
以上、再設定の合計は、28件、81筆、128,456㎡です。

新規設定、再設定の合計は、32件、93筆、151,446㎡です。
以上、よろしく申し上げます。

議長（米山 義隆）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

議長（米山 義隆）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。
よって、これより本案件の採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。
議案第118号、農用地利用集積計画の決定について、及び議案第119号、農用地利用配分計画案に意

見を付す件についてを、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長 (米山 義隆)

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長 (米山 義隆)

次に、日程第7、議案第120号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件について、入善町から提出になった入善農業振興地域整備計画変更案について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、意見を求めます。

申請番号1番、除外対象地は入善町福島〇〇外1筆、地目は田、合計面積は676㎡です。除外願出者は入善町福島〇〇の〇〇さん、譲受人は黒部市荻生〇〇の〇〇さんで、権利設定は借受け、除外後の用途は一般住宅敷地です。

借受人の〇〇さんは、現在黒部市で生活していますが、申請人である〇〇さんの娘さんと、今年結婚することから、申請人の娘さんの実家付近に自己の住宅を建設する計画です。

申請面積は676㎡で、住宅、自家用車2台分の車庫、来客者駐車場、車の旋回スペース、通路及び庭として利用するための面積です。一般住宅としての目安の面積500㎡を超えていますが、計画上、農地1筆分の面積では足りないこと、申請地は道路と宅地に囲まれ、従来から耕作のしにくい農地で、これを分筆した場合、小さく不整形な残地が生じることから、一般住宅面積の例外に該当し、申請地2筆全てを利用することとしています。

除外要件については、将来子どもが生まれた時に妻の実家の両親に面倒を見てもらいたいことや、両親の老後の世話をやりたいことから、妻の実家のそばで建設する必要があり、自宅を起点に半径100m以内で検討したところ、利便性が保たれ、かつ周辺の営農に支障を及ぼさない申請地が最も適しており、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められ、除外可能と考えます。

続きまして申請番号2番、除外対象地は入善町小杉〇〇で、地目は田、面積は484㎡です。除外願出者は入善町桐山〇〇の〇〇さん、譲受人は黒部市若栗〇〇の〇〇さんで、権利設定は譲受け、除外後の用途は資材置場敷地です。

譲受人の〇〇は、土木工事、建設工事、測量、計測機材の設置及び管理などの事業を行う会社です。昨年、既存地である小杉〇〇に本社機能を移転して利用していますが、事業拡大に伴い手狭になってきていることから、新たな資材置場が必要となり、今回の申請に至りました。

申請面積は484㎡で、資材置場、工事で発生する土砂置場及び車両の駐車スペースとして利用する計画です。

除外要件については、資材置場として既存地を拡張するため、既存地を起点に半径50m以内で検討したところ、既存地に隣接し、利便性が保たれる申請地が最も適していることから、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められ、除外可能と考えます。

続きまして申請番号3番、除外対象地は入善町下飯野〇〇外44筆の計45筆、地目は田及び畑で、合計面積は68,062㎡です。願出者は、入善町下飯野〇〇の〇〇さん外27名、譲受人は入善町入膳3255番地の入善町長 笹島 春人、権利設定は譲受け、除外後の用途はサーモン陸上養殖施設敷地です。

入善町では今回、〇〇からの協力要請を受けて、農振除外申請を行います。本申請の参考資料として、A4サイズのカラー刷りのものをお配りしておりますので、ご覧ください。これは〇〇設立当日の記者会見で使われていた資料です。

〇〇は、〇〇と〇〇が、令和4年10月に合弁で立ち上げた、新しい会社です。入善町の海洋深層水、黒部川の地下水を活用し、AIいわゆる人工知能等の最新技術を駆使してサーモンの飼育環境を管理することで、安定的かつ効率的な養殖スマート養殖を行います。

事業計画についてご説明します。令和5年10月～令和6年3月に申請地の造成工事を行い、令和6年度から建設工事に入ります。そして令和7年度に施設の稼働を開始、令和9年度に養殖サーモンを初出荷する計画です。年間で約2,500トンのサーモンを生産します。

申請農地は45筆、合計面積は68,062㎡です。参考資料として、平面図をお配りしておりますので、ご覧ください。土地の利用計画と、面積表を載せてあります。なお、養殖施設の敷地面積については、既存の道路も敷地の一部として利用することから、合計70,512.6㎡と、農振除外の申請面積よりも少し大きくなっています。

それでは申請地の利用計画についてご説明します。

まず、整備する施設ですが、卵からサーモンを育てる飼育棟をはじめ、サーモン出荷までに必要となる施設、取水及び排水処理のための施設、品質チェックや加工・試食をするためのキッチンを備えた事務所などを整備します。

サーモン養殖では、サーモンの生育に合わせて水槽を変更していきますので、生育の段階に応じて別の棟に移っていくということになります。

その他の施設として、水を冷やすための液体酸素置き場や、水温を調整するためのチラー、変電発電機置き場を整備します。

サーモン養殖には、毎日大量のエサの供給や、飼育用の水を冷やすための液体酸素の補充が必須であることから、10tトラック及び大型トレーラが毎日出入りします。これらの車両が通行できるように道路を設けるとともに、待機及び転回用のスペースを確保します。

その他、従業員用駐車場、雪捨て場、法面、排水量を調整する調整池、そして、深層水活用事業の第2期計画として海藻類の養殖を行うための用地を確保します。

緑地及び将来拡張スペースとして、合計14,423.2㎡を整備します。緑地については、工場立地法で、敷地面積の15%以上が必要と定められております。今回の敷地面積は70,512㎡で、その15%以上となると10,577㎡以上が必要となりますが、緑地面積は14,423㎡ですので、基準を満たしています。

続きまして、排水処理計画についてご説明します。

雨水については、施設内に設置する調整池で、水田の時の排水量以下となるよう調整した上で、申請地南側の平曾川に排水します。汚水の排水については、施設内を4つの区分に分け、それぞれに吐き口を設置し、排水処理棟を通した上で、調整池にて量を調節して排水します。

最後に、今回の申請地を選定した理由についてご説明します。

サーモンの養殖では、沖合から引いてきた海洋深層水だけでなく、株式会社ウーケで使われた海洋深層水を、養殖のために再利用する計画としています。

申請地に隣接する株式会社ウーケでは、海洋深層水を工場内で循環させることで、空調の冷却を行っています。空調の冷却に使われて、温められた海洋深層水を養殖施設に提供してもらい、出荷前のサーモンを一定期間この海洋深層水の中で養殖することで、陸上養殖された魚の独特の養殖臭を抜く計画としています。なお、株式会社ウーケ以外で、温められた深層水を提供してくれる企業はありません。

サーモンの養殖は、海洋深層水の特長、汚染されにくく水質がきれいである、温度が低温で安定している、栄養が豊富であるなどの特長を最大限生かした事業です。海洋深層水の取水施設及び株式会社ウーケ近くの申請地でしか実施できず、農用地区域以外の土地をもって代えることは困難と認められ、除外可能と考えます。

議長（米山 義隆）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

小林職務代理人

1番の確認ですが、申請地見ると隣が〇〇さんになっているんですが、農振除外の時は隣の方に同意をとらないと申請できないということよろしいですか。

事務局

そうですね、隣接する農地の耕作者から同意が得られているかの確認は必ず行いますが、今回の隣接地は宅地で、農地ではありません。

小林職務代理人

わかりました。隣が農地の場合、農地管理のための犬走りなども含めた農振除外にしておかないと、あとで5条案件が出てきた時にはそれ以上の転用が認められないですから、この時点でしっかりと確認が必要だと思います。

小林職務代理者

受付番号3番は、ここはどういう方が、地権者が耕作しておられる？

事務局

ほとんどが〇〇さん、一部を〇〇さんがしていらっしゃいます。

議長（米山 義隆）

ちなみに何人ぐらいが働かれる？

事務局

現在の計画ですと最終的には25人の従業員で運営されます。

議長（米山 義隆）

他に何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第120号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件を、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（米山 義隆）

続きまして議案第121号、入善町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）の決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局

今回の議案について、まず「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」とは何かについてご説明いたします。平成28年4月1日に農業委員会等に関する法律が改正され、「農地等の利用の最適化の推進」、すなわち、「① 遊休農地の発生防止・解消、②担い手への農地利用の集積・集約化、③新規参入の促進による農地等の利用の効率化及び高度化の促進」が農業委員会の必須事務となりました。

また、農地等の利用の最適化の推進の公正な実施と各現場での活動の整合性を確保するため、農業委員会は、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を定めるように努めなければならないこととされています。

そのため、入善町は平成29年の農業委員改選時にこの指針を定めました。指針の中では、農業委員の改選期である3年毎に見直しを行うこととなっており、前回の目標が令和5年3月末になっていることや、令和5年4月1日施行の改正農業委員会法の内容を反映させるため、修正が必要なことから4月の農業委員会で今回の指針の見直しとなりました。

議案書18から21ページに、指針案が記載されております。内容を簡単に説明いたします。まず18ページにあります 1. 遊休農地の発生防止・解消についてです。

遊休農地の解消目標にあります「遊休農地面積0.1ha」は、入善町上飯野地区にあります、田1筆です。この1筆は今年度解消予定であり、今後は新たな耕作放棄地を発生させないよう、(2)でその対策と具体的な推進方法を記載してあります。

次に、20ページにあります 2. 担い手への農地利用の集積・集約化についてです。(1)には、集積目標が明記してあります。集積率は令和5年3月末現在で、87.0%となりました。3年後の目標では90.2%を目指します。(2)には、その目標を達成するための具体的な推進方法が記載してあります。

次に、21ページの3. 新規参入の促進についてですが、現状では入善町の新規参入者は無しであります。

そして最後に今後、令和7年3月までに作成する「地域計画」の目標を達成するための役割について記載しました。

以上の内容で、入善町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を定めたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長（米山 義隆）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

愛場委員

この指針についてどうこうではないですけど関連して、舟見地区では放棄田の話が出ています。今はまだ耕作されていて、色々対策を考えているんですが、舟見を中山間に指定して事業をするという話がありましたが、それは前向きに進んでいるのかどうなのかと思ひまして。

事務局長

その件については、今舟見は中山間地に指定されています。土地改良区さんが排水路を作りたいということで、棚田指定という手続きをすると地元負担金がかかなり少なくなるということで、去年だったと思ひますが指定が下りて舟見地区全体が棚田振興地域になりました。その後、手続き上、地域で協議会を立ち上げて棚田振興活動計画を作り、それを県に提出するという作業があります。その協議会の立ち上げは、当時旗取りであった土地改良区にお願いしていますが、改良区だけで地元をまとめるのも色々障害があるということで、町が中に入りある程度音頭をとって欲しくないかという話があり、町が地元に入っていくってというようなことで進められないかと。そのように動いていきたいということで、お願ひします。地区が一枚岩になるまでに色々、改良区としてはそうそうできないというところで悩んでおられるようです。

愛場委員

ありがとうございました。

細田委員

次よろしいですか。

議長（米山 義隆）

細田委員どうぞ。

細田委員

ダイナムの隣の遊休農地は、今どのような状況でしょうか。

事務局長

県の農業公社の補助を入れていて、3筆のうち山側と海側の田んぼは草刈りをして、いつでもできる状態です。真ん中は雑木が生えていたのでその伐採の処理は昨年度、あとは抜根が残っていて今その抜根を進めたいなど。できれば地権者さんになるべく負担がかからないような補助を利用してやりたいと思ひているので、そのあたりは県の中間管理機構が入って農地に戻すということで段階を見ながら進めています。

こちらの指針にも、令和5年3月現在遊休農地率が0.1と書いてあります。元々は0.3だったのが、上と下の田で0.2が解消されましたので、あとは真ん中の抜根を終わらせ来年度にはというところ、今年度では作付けまでは間に合わないと思ひています。

議長（米山 義隆）

他に何かございせんか。ないようですので、採決を行いたいと思ひます。

それでは議案第121号入善町農業委員会、農地等の利用の最適化の推進に関する事案について、原案通り決定することにご異議ございせんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（米山 義隆）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございませんか。ないので、それでは事務局から何かありますか。

事務局

配布物の確認させていただきます。まずは「令和4年度の富山県農業委員会研修会資料」これは3月13日に開催された会議を欠席された方への配布になっています。それと「農業経営基盤強化促進法等2022年改正のあらまし」という本です。あとは「地域（集落）の未来設計図を描こう」、もう一つは「農業者年金加入推進事例集」、最後に「アグリとやま第129号」と、配布物は以上になっています。

あと皆様にお願ひですが、事前に送らせていただいていた「推進委員等による最適化活動の実施状況点検評価」を今お手元にお持ちでしょうか。そちらに今年度から活動実績、あとは成果の実績ということで、皆様に一言ずついただきたいところがございます。こちらの活動実績については2月までご報告いただいた分を集計したのになっています。

農地の集積面積や集積率については、9月末に実績を出した時のものです。(2) 成果目標の達成状況および自己点検評価の結果の②自己の点検評価というところがございます。そちらの方も書き方がわからないとお問い合わせをいただいたので、簡単に活動実績の方には具体的な活動内容を書いていただきたいと思ひます。右側の成果実績のところですが、日々の活動の中で思ひしたことや、もっとこうすればよかつたという反省点、あと課題などもしございましたら書いていただひて、こちらの方で集めて、5月の総会で皆様に提出いただいた感想を取りまとめて、今後の農業委員会の課題や反省点などを共有してご意見を伺ひたいと思ひています。よろしくお願ひします。

議長（米山 義隆）

その他、何かご意見等はございませんか。では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第33回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、令和5年5月11日木曜日、午後1時30分から行う予定ですのでよろしくお願ひいたします。

（閉会 午後3時30分）